

第5回神戸市放課後児童クラブ基準検討会

日 時：平成26年8月28日（木）10時～

場 所：神戸市役所1号館12階 1121会議室

1. 市のガイドライン改訂について

2. その他

(配付資料)

- ① 座席表
- ② 委員名簿
- ③ 各項目に対するこれまでの委員意見
- ④ 各項目についての改訂（案）

座席表

伊藤委員

八重樫委員

越智委員

馬場委員

榎元委員

阿江委員

山田委員

曾田委員

弥城委員

神戸市

新係長

中山課長

山本課長

小林首席主事

神戸市

古賀係長

森本係長

大内課長

神戸市

傍聴席

出入口

神戸市放課後児童クラブ基準検討会委員

(敬称略)

学識経験を有する者（2人）

会長	神戸大学大学院人間発達環境学研究科	教授 伊藤 篤
	福山市立大学教育学部児童教育学科	教授 八重樫 牧子

学童保育事業・学校教育に携わる者（5人）

	神戸市民間児童館協議会	馬場 一郎
	神戸市社会福祉協議会児童館	阿江 真由美
	神戸市学童保育連絡会	会長 曽田 和徳
	神戸市子ども・子育て会議 (特定非営利活動法人 S-p a c e 理事長)	委員 越智 正篤
	神戸市小学校長会	副会長 榎元 十三男

行政関係者（2人）

	こども家庭局こども企画育成部	部長 山田 恒子
	教育委員会事務局総務部	担当部長 弥城 正幸

委員 9人

各項目に対するこれまでの委員意見

※第4回基準検討会配布資料「項目案」に対する追加委員意見

○対象年齢

- ・高学年には児童館の自由来館がある。また、支援の必要な子どもは個別に対応している。過密の施設もあるので、まずは低学年が優先。
- ・積極的に高学年を受け入れていく形をつくることが必要。
- ・安心・安全の面から4年生以上を預かってほしいという声が多い。
- ・成長の場として異年齢集団でいろいろな刺激を受けながら成長する。
- ・メリット、デメリットがあり、本当に高学年でも学童が必要な子どももいれば、自立していきたいと考えているが親の希望で来ている子どももいる。
- ・受け入れる側も子どもが来たいと思えるものを作る必要がある。
- ・必要とする方を受け入れができるよう、選べることが大事。
- ・高学年になると塾や習い事の利用が増えるが、そういうものを利用しづらい子どももいる。対象となる児童には年齢だけではなく、家庭環境の視点も必要。
- ・高学年の受け入れには、中高生の居場所も考えながら、地域の子どもたちの居場所となるように。
- ・放課後児童クラブの足りないところについては、全児童を対象とした放課後子ども教室の整理も考える必要があるので放課後子どもプラン推進委員会とも連携をする必要がある。
- ・対象年齢が6年生までであることを明記すべきである。
- ・専用面積基準などを定めると優先利用が生まれてくる。
- ・6年生まで受け入れても定員がないと厳しい。過密のところもたくさんある。4年生くらいは学童保育が必要かなとの思いはあるが、5年生6年生になると、子どもたちもストレスを感じことが多いし、児童館にいる時間がほとんどない。対象を6年生までと明確にするのは厳しい。

※高学年受入は、スペースの問題もあるが、低学年と高学年（特に学童で育った高学年）が一緒に過ごすことで高学年にリーダーシップが育ち、行事の時などにサブリーダー的な役割を担ってくれるのではないか。

※受け入れる方向はよいと思う。高学年になると、指導、施設、遊び方に違いがある。学童保育を卒業する子（3年生）を中心に、段階的に受け入れていってはどうか。

○保護者の状況

- ・就労要件を定めるのは難しい。
 - ・夏休みの扱いには問題意識を持っている。自由来館で来る子どもは外でお昼を食べている。そんな状況がいいのか。
 - ・就労要件は、検討会全体の雰囲気としては難しい。
- ※就労要件を記載すると弾力的な運用がしにくくなるので、ガイドラインには記載しないほうがよい。夏休みの一時利用ニーズはあるだろうが、夏休みだけ受け入れるための他の事業があつてもいいのではないか。
- ※夏休みの一時利用ニーズはある。余裕のある施設は、枠を決めて、面積や人員に照らして受け入れてはどうか。現在ギリギリの状態で運営している施設が多いので、就労要件はある程度現状を維持した内容でガイドラインに盛り込んではどうか。

○開所日数

- ・現状では平日、土曜日、長期休業日に開所している。250日は完全にクリアしている。
- ・国とほぼ同じなので問題はない。

○開所時間

- ・午後6時延長はお迎えを条件としており、帰宅時間が午後6時に間に合わなければ、子どもは午後5時に帰る。子どもが一人で過ごすことになるのが健全育成としてどうか。
- ・保育所では延長保育がある。延長してほしいニーズはある。
- ・市の基準を原則としてよい。労働実態に合わせたら午後7時延長は必要だと思うが、基本はこれでよい。
- ・学校休業日の開始時間も早く預けたいというニーズがある。
- ・開始時間は8時半で構わない。
- ・学校に行っている感覚として開始時間は8時前後である。
- ・早く帰るのが健全育成であるという考えが怖い。お迎えなどの現状を考えたときにそれが本当にいいのか。どこの施設を使っていても同じである。
- ・子どもが家に戻ったときの家庭の状況が、全て親のいる状況ではないことへの配慮が必要である。
- ・「延長を検討する」とあるので、今のままで変える必要があるのか。ガイドラインは一定の望ましい方向性を示すということなので、変えてしまうと重いものがある。様々な施設の形態があり、できるところは延長をやればいいとは思うが。
- ・記載例は妥当なところである。目指していることは記載すべきである。評価したい。
- ・書いてしまうと難しい。子育ち支援という考えでは長時間預けることがどうなのか。
- ・預けるだけではなく育てる意識が大切。一番は家庭で育てること。明記しない方がいい。一律に実施できない。社会全体でのワークライフバランスを考える、子どものための時間ということを同時に考える必要がある。
- ・時間延長は全国的な状況もある。
- ・親が育てられる環境にない家庭もある。そのような子どもをどこで受けとめてあげるのか。
- ・午後7時までとは大人側の論理が強過ぎて、子どもを育てるという視点が欠落しているのではないか。学校で午後7時までやると、管理上のこともある。親が都合をつけて我が子のために何とかする親の力を育てることが必要。延長すればするほど、隣近所、家族や親戚の人たちとのつながりも希薄にしてしまっているのではないか。学校では、基本的な生活習慣、早寝早起き朝ごはんということも指導している中で、午後7時まで学校にいることに不安がある。
- ・中高生も居場所を求めて、ユースステーションや児童館に来る。家庭に帰れない子どもたちもいる。
- ・今の就労実態を見ると、方向性としては時間延長しなければならないとは思う。安心・安全の視点から、学校施設をどう管理していくかということについて、教員は大変気に入っているところである。
- 初めからガイドラインを朝8時からとか、夜7時までというようなことにならないように、議論をする中で個別の施設、国の省令でも事業所ごとに開始時間を決めるとしているので、そういう方向で進めたほうがよい。
- ・「施設側の状況に合わせて」ということも入れたほうがいいと感じた。
- ※児童の発達にとって長時間保育はどうかという意見もあるが、貧困家庭など親が働かざるを得ない、親が子を見ることができないことで学童保育のニーズもある。ただ、時間延長をガイドラインに盛り込むのは難しい。力量のあるところでやつてもらうのがよい。
- ※保育所は朝7時～夜7時までなので、目指す方向として記載してもよい。

○従事する者

- ・指導員は学校、地域、親との関係があり、いろんなことを総合的に判断しなければいけない。
- ・専門的な資格制度が今後必要である。資格制度により指導員の地位も向上し、継続

して働くことができる環境が整っていく。

- ・指導員には非常に質の高さが求められる。そのためにも裏付けが必要である。
- ・資格があればいいということではなく、資格があっても不適な場合もある。
- ・地域で資格のない人も大事な存在である。
- ・地域で見守ることが大事で、小さいころから関わる顔の見える関係が非常に重要。
- ・指導員には固有の知識や経験が必要だ。今の市の基準でよいと思うが、将来的には資格制度をつくっていく必要がある。全国的にはN P O 法人が民間資格をつくっているところもある。
- ・「児童の遊びを指導する者」は、随分幅が広い。
- ・資格はないよりあった方がよいが、地域の実情に応じた経験や体験のようなものも非常に大事だ。学校などと連携がとれることも大事であり保護者とも適切に連携がとれる必要がある。設置主体が一緒に学び合えるよう、自分たちの経験を交流することがいい研修になる。
- ・研修を推奨よりも強く、基準化する方向もあり得る。
- ・資格で縛ると人の確保が難しくなり、指導員が見つからず安全面で手が届かないことになる。
- ・「熱意と意欲」という表現は抽象的である。2年以上の勤務（+研修）で支援員になる。「支援員を目指す」などの表現としてはどうか。

○配置基準

- ・児童数にかかわらず常勤で有資格者の専任指導員を2名以上配置すべきである。あわせて、児童数が20人を超えたたら3人、30人を超えたたら4人としてはどうか。
- ・地域の方は資格を持っておらず市の研修を受けている方が多い。
- ・専任で2人を配置するのはかなり厳しい。

※アが館長、保育室に入るのがイ支援員ということであればよい。

○支援の単位

- ・集団づくりから40人は適当である。登録している子どもの人数で考えるのが基本である。
- ・70人を分けるのも精いっぱいである。40人規模では施設整備がとても大変なことになる。なぜ40人が適当かわからない。
- ・学童が過密化しているところは学校としても大規模で児童数が多い。運動場に仮設校舎を建設し対応しているところもある。40人は目標として良いと思うが、ハードルを上げるのかどうかは財源の問題もある。場所の確保のためには、その他の社会資源の活用も考えるようにしないといけない。
- ・70人でもまだまだ大規模施設が解消されていないのに、いきなり40人というのはどうか。
- ・問題はスペースである。ぎゅうぎゅう詰めで子どもの遊びや生活の場として本当に適切なのか。新たなものをつくるなければいけないとすれば、それだけのお金が必要になるのでかなり厳しい。
- ・40人を目指すという姿勢を示さなければならない。
- ・子どもたちの活動の中で2つのクラスマッチをするのは難しい。担任意識みたいなものを子どもたちに持つてもらうことは可能だが難しい。
- ・学童登録しているすべての子どもたちについて日々の状況なども把握しており、平均という考え方にはじまない。
- ・平均利用人数で指導員配置人数を決めると、年間を通じて指導員が足りない時期と多い時期の時間的なずれがでてくる。実態にそった算出方法を考えなければいけない。
- ・3年生になっても利用日数を減らしつつも登録している子どもが多い。
- ・国の示す40人は来ている子どものことである。来ている子を見るという考え方でよい。登録者数で対応すると指導員雇用や施設整備などがより大変になってくる。

- ・指導員の数が1人増えるか減るか微妙なラインにあるときは、平均利用人数で見ることに不安がある。
 - ・省令では40人と出ているので、その方向でいい。適正規模、子どもたちの安全安心、指導ということを考えても、指導員の人数を増やせばいいというよりも、適正な集団の規模がある。超えた時は分割して整備していく必要がある。
 - ・学年で分けるのか、縦割りで分けるのか、子どもを分けるのは難しい。
 - ・指導員、クラブの経験や専門性により裁量ができるのではないか。自由裁量で思い切った子どもたちの相互作用が起きるような組み方もできるのではないか。
 - ・児童館では、スペースで分けるのはとても難しい。専用スペースは限られており、全ての部屋を学童保育の子どもたち専用とはいえない。子育て親子や一般来館の子どもたちもいるので難しい。40人は理想的な数字なのかもしれないが、分けることばかり考えるとしんどい。
 - ・子どもたちの個性、どういう子どもたちが集まっているのか、指導員の力量、活動内容によって変わってくる。40人を母体としながらグループや内容によって分けるなど柔軟に対応すればいいのではないか。
- ※5歳児では30:1なので、40:2は適当である。ただし、60人を2クラスにする場合、担任を分けることができるのか。遊びだしたら分けて見守るのは難しい。

○事業内容向上のための研修

- ・高学年を受け入れる方向性であれば、低学年と高学年の関わり方は違うので、研修は必要である。
- ※高学年の発達に応じた役割を引き出せるように。男性職員など高学年の遊びやスポーツのわかる人がいる方がよい。
- ※高学年から中学生は荒れる時期もある。人間関係のもつれによるいじめ、不登校の理解が必要。非行や反抗もある。そのあたりの研修が必要。

○支援員の役割・職務、指導

- ・支援となることで子どもとの関わりが薄れていくのではないかという思いがある。指導のままが良い。
 - ・学校では言葉の捉え方として、指導より支援の方がレベル的には上である。指導は子どもたちに与える。支援は個別の状況を見て関わる。子どもたちは一方的に与えられたものはすぐに忘れるが、自ら考え支えられて得たものは身につく。支援と変わったことで子どもをより高いレベルで見るという思いも込めて支援でいいのではないか。
 - ・指導は子どもに対して上からである。支援の方が子ども自身の育ちを支援するという考え方より伝わる気がするのでよい。
- ※指導は教育的で、支援は福祉的な違いがある。内容によって使い分けてはどうか。

○専用区画

- ※放課後児童クラブが開設している時間帯は、専用スペースとして確保し、各クラブの実情に応じて流動的な運用も可能とする。
- ※記載例の最後の「加えて、放課後児童クラブを利用しない児童とともに生活や遊びの時間を過ごすことは、児童の健全育成を図る観点から望ましい場合もあることから、各クラブの実情に応じ、そうした専用区画の運用も可能とする。」を削除する。「集団遊びをするスペースについては、児童館のように一般の児童との共用も可能とする。」でよいのではないか。
- ※条例との整合が必要である。「落ち着いて過ごす」「活動的に過ごす」の定義づけは不要ではないか。外遊びをするスペースの専用区画とはいかなるものか。学校の運動場の扱いはどうなるのか。「加えて」以下の文言は、学校の場合等を想定し整理すべきである。

※学童保育の質や安全の確保のためにはよいと思う。

○面積基準

- ・基準を定めることで、施設によって差が出てくるのではないか。
- ・スペース的な問題や過密状況で子どもたちもストレスを感じるのではないか心配。
- ・現状で静養スペースの確保ができるのか。
- ・市の基準が国の報告より高くなっているので、このままでよいのでは。
- ・現状で1.65m²以下のところがある。児童館は共有部分があるが、学童保育専用施設は共有部分がないので1.65m²の基準が出てきている。今後さらにニーズが増えてくる中で、学童保育施設をつくっていくことは難しい状況になる。
- ・面積基準は1人当たり1.98m²以上の確保を目指して取り組んでいくとなっているが、予算のこともあるので難しいのではないか。学校は教育活動を通して子どもに学習意欲、生きる力をつけさせることが目的である。圧迫されることにならないか懸念がある。ガイドラインに書いてあるとして開放するように言われても困る。「管理責任者と連携を図りながら」「連絡相談の上」と入れると、学校としても多少は安心である。
- ・面積基準は、国より神戸市のはうが高いので、引き下げる必要はない。それを目指してやっていく必要がある。民設では学童をやる場所がなく苦労している。公的な施設や土地を貸していただけるよう「おおむね」の基準を明確にしておかないと個々の解釈に委ねてしまった場合、後々の混乱を招くのではないか。

○安全管理・危機管理

※危機管理マニュアルに自然災害マニュアルを盛り込んではどうか。

※「事故発生時の必要な措置を講じること」など条例の義務項目を受け加筆修正が行われるものと考えるがどうか。

○衛生管理

※アレルギー対策は保健管理に入れてはどうか。

※熱中症対策、食中毒対策、アレルギー対策を加えてはどうか。

※保健管理と衛生管理は条例に合わせ整理したほうがよい。

○放課後子供教室との連携

※両事業はそれぞれに目的、役割があり、一体的運用は行うべきではない。

○利用者の保護者が支払うべき額

※「保護者に過度な利用料の負担とならないよう配慮する」を加える。

各項目についての改訂（案）

項目	条例案（省令）	現ガイドライン	改訂（案）
放課後児童クラブの目的	放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。（第5条）	<p>放課後児童クラブは、保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後や学校休業日に、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図ると共に、本事業の実施を通じて仕事と子育ての両立を支援するものである。</p> <p>このように本事業は、憲法、児童福祉法等の児童福祉の理念に基づき、遊び等を通じ児童相互の交流の中で、自主性、創造性、社会性を高めるなど、健全な育成を目指して行われるものであるから、児童の心身の調和のとれた発達を促進するよう計画、実施されなければならない。</p> <p>なお、上記の目的に鑑み、本事業にかかわるすべての者は、関係法令の遵守はもとより、それぞれの立場で児童福祉の精神、高い職業意識や倫理感をもって事業に従事しなければならない。</p>	<p>放課後児童クラブは、保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後や学校休業日に、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図ると共に、本事業の実施を通じて仕事と子育ての両立を支援するものである。</p> <p>このように本事業は、憲法、児童福祉法等の児童福祉の理念に基づき、遊び等を通じ児童相互の交流の中で、自主性、創造性、社会性を高めるなど、健全な育成を目指して行われるものであるから、児童の心身の調和のとれた発達を促進するよう計画、実施されなければならない。</p> <p>なお、上記の目的に鑑み、本事業にかかわるすべての者は、関係法令の遵守はもとより、それぞれの立場で児童福祉の精神、高い職業意識や倫理感をもって事業に従事しなければならない。</p>
対象児童	小学校に就学している児童（第5条）	<p>放課後児童クラブを必要とする就学児童で概ね10歳未満の児童状況に応じて、高学年児童も受け入れる。</p> <p>その他、児童の生活環境や発達状況等からみて、受け入れが必要な児童も対象。</p>	<p>対象児童は、保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童である。</p>
	保護者が労働等により昼間家庭にいないもの（第5条）	保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない児童	
開所日	<p>一年につき250日以上を原則。</p> <p>児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。（第18条）</p>	<p>平日、学校休業日（土曜日、春休み、夏休み、冬休み、代休日）で年間250日以上開設する。原則として日曜日、祝日、年末年始は、開設しない。</p>	<p>開所日（省令基準第18条第2項に規定）</p> <p>平日、学校休業日（土曜日、春休み、夏休み、冬休み、代休日）で年間250日以上開設する。</p>
開所時間	<p>小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業一日につき8時間以上を原則</p> <p>小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業一日につき3時間以上を原則</p> <p>児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。（第18条）</p>	<p>平日は1日4時間以上、学校休業日等は1日8時間以上とする。</p> <p>開始時刻・終了時刻については、平日は放課後から午後6時まで、学校休業日は午前9時から午後6時までを目安とする。</p> <p>さらに、保護者等の労働などの実態に合わせてさらなる延長等も検討する。</p>	<p>開所時間（省令基準第18条第1項に規定）</p> <p>開始時刻・終了時刻については、平日は放課後から午後7時まで、学校休業日は午前8時から午後7時までを目安に、保護者等の労働などの実態や利用希望を踏まえた上で取り組みを進める。</p> <p>ただし、各事業所の実施時間については、施設管理者等と十分に協議する。</p>
従事する者の資格	<p>①下記のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したもの。（第10条第3号）</p> <p>「保育士」「社会福祉士」「幼稚園、小学校等の教諭」「高等学校卒業等であり、かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」など。</p> <p>②研修を終了していないものには経過措置を設ける。</p>	<p>放課後児童健全育成事業の推進に熱意と意欲のある者で、次のような資格保持者・経験者等が望ましい。</p> <p>ア. 厚生労働省の放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」</p> <p>イ. 特別支援学校（盲・聾・養護学校）教諭（児童福祉施設最低基準第38条第2項第4号に該当する者を除く）、養護教諭及び栄養教諭免許保持者</p> <p>ウ. 障害者福祉事業・施設で利用者の援助にあたる職に2年以上従事した者</p> <p>エ. 設置主体が定める研修を受講する者</p>	<p>従事する者の資格（省令基準第10条第3項に規定）</p> <p>基準省令第10条第3項第3号及び第9号にある「2年以上」とは、国の通知（平成26年5月30日雇児育発0530第1号厚労省課長通知）にある総勤務時間が2,000時間程度を目安とする。</p> <p>さらに、補助員は、将来的に支援員の資格取得を目指すなど放課後児童健全育成事業の推進に熱意と意欲のある者で、支援員と同等の知識・経験を持った者が望ましい。</p>

労働条件	<p>ア. 雇用</p> <p>運営主体は、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法及び関係諸法規を遵守し、労務規程（就業規則、給与規程等）、雇用契約書等を整備する。</p> <p>また、指導員が経験、知識、指導力を発揮できるよう、安定的な雇用が図られるように努める。</p> <p>イ. 健康診断</p> <p>運営主体は、指導員について年1回健康診断を受けさせなければならない。なお、これに係る経費については、設置主体が負担するものとする。</p>	<p>①雇用</p> <p>運営主体は、労働契約法、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法及び関係諸法規を遵守し、労務規程（就業規則、給与規程等）、雇用契約書等を整備する。</p> <p>また、支援員及び補助員（以下「支援員等」という。）が経験、知識、指導力を発揮できるよう、安定的な雇用が図られるように努める。</p> <p>②健康診断</p> <p>運営主体は、支援員等について年1回健康診断を受けさせなければならない。なお、これに係る経費については、設置主体が負担するものとする。</p>	
配置基準	<p>支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上。</p> <p>ただし、その一人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。</p> <p>支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。</p> <p>ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、支援員のうち一人を除いた者また補助員が同一敷地内にある他の施設等の職務に従事している場合、その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。（第10条）</p>	<p>ア. 施設長、またはその役割を果たす指導員1人を常勤で配置する。</p> <p>イ. 上記のアに加え、専任の指導員配置は次のとおりとする。</p> <p>(ア)児童数19人以下の場合は指導員1人以上</p> <p>(イ)同20人以上の場合は指導員2人以上</p> <p>ウ. 障害のある児童を受け入れるときは、障害の内容等に応じた指導員の配置に努める。</p>	<p>配置基準（省令基準第10条第2項に規定）</p> <p>放課後児童クラブの職員配置基準を下記のとおりとする。</p> <p>ア. 施設長、またはその役割を果たす支援員1人を常勤で配置する。</p> <p>イ. 上記のアに加え、専任の支援員配置は次のとおりとする。</p> <p>(ア)児童数19人以下の場合は支援員1人以上</p> <p>(イ)同20人以上の場合は支援員2人以上</p> <p>(ウ)同41人以上の場合は支援員3人以上</p> <p>(以降 同40人ごとに支援員2名追加する)</p> <p>ウ. 障害のある児童を受け入れるときは、障害の内容等に応じた支援員の配置に努める。</p> <p>ただし、支援の単位ごとに1人を除き、補助員をもって代えることができる。</p>
対象児童の規模（支援の単位）	一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする（第10条）		<p>対象児童の規模（省令基準第10条第4項に規定）</p> <p>1つのクラブにおいて、複数の支援の単位が存在する場合は、運営にあたっては、児童の情緒面や安全確保への配慮を十分に行うこと。</p> <p>また、一の支援の単位を構成する「児童の数」とは、放課後児童健全育成事業が毎日利用する児童と週のうち数日を利用する児童との双方が考えられる事業であることに鑑み、平均利用人数とする。</p>
事業内容向上のための研修	<p>常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。（第8条）</p> <p>事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。（第8条）</p>	<p>設置主体は、指導員の専門性向上の機会を保障するため、これに係る経費を負担するなどの条件整備に努める。</p> <p>なお、研修には、放課後児童クラブの目的、児童の発達・指導の基本、指導実技について修得できるプログラムを組み入れる。</p>	<p>設置主体は、支援員等の専門性向上の機会を保障するため、これに係る経費を負担するなどの条件整備に努める。</p> <p>なお、研修には、放課後児童クラブの目的、児童の発達・育成・支援の基本、育成・支援実技について修得できるプログラムを組み入れる。</p> <p>また、対象年齢が拡大されることから、高学年の子どもの発達や心理についての理解や信頼に基づく関係の構築を築くためのプログラムを組み入れる。</p>

放課後児童支援員等の役割・職務	<p>放課後児童指導員（以下「指導員」とする。）は、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図るために、次の業務等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 児童の指導 イ. 行事の企画・実施 ウ. 保健管理 エ. 施設等の管理 (ア)環境整備（物品の整理整頓、清掃、その他衛生管理） (イ)安全管理、危機管理 オ. 保護者との連絡・調整 カ. 学校との連絡・調整 キ. 関係機関・地域団体等との連絡・調整 ク. 事業内容向上のための研修 ケ. その他 (ア)日誌などによる運営記録 (イ)職員会議 (ウ)諸経費の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・情報の共有 ① 日誌などによる運営記録（出欠状況、行事内容、けが・事故、保護者からの連絡、おやつ内容等） ② 職員会議等 <p>定例的な職員会議の開催、引き継ぎの実施により、職員間の連絡・周知を図る。</p>	<p>(1) 役割・職務内容</p> <p>支援員等は、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図るために、次の業務等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 児童の育成・支援 イ. 行事の企画・実施 ウ. 保健管理 エ. 施設等の管理 (ア) 環境整備（物品の整理整頓、清掃、その他衛生管理） (イ) 安全管理、危機管理 オ. 保護者との連絡・調整 カ. 学校との連絡・調整 キ. 関係機関・地域団体等との連絡・調整 ク. 事業内容向上のための研修 ケ. その他 (ア) 日誌などによる運営記録 出欠状況、行事内容、けが・事故、保護者からの連絡、おやつ内容等 (イ) 職員会議 定例的な職員会議の開催、引き継ぎの実施により、職員間の連絡・周知を図る。 (ウ) 諸経費の管理
確保するスペース 【専用区画】	<p>遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。（第9条）</p> <p>専用区画並びに設備及び備品等は、開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。</p> <p>ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。（第9条）</p> <p>専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。（第9条）</p>	<p>児童が生活する場所として確保するスペース</p> <p>児童の生活する場所として、安全、衛生を確保することはもとより、落ち着いて過ごす場所（読書・宿題をするスペース、おやつや昼食をとるスペース、体調不良時の休養スペース）と、活動的に過ごす場所（活発に集団遊びをするスペース、外遊びをするスペース）をそれぞれ確保することが望ましい。</p> <p>なお、読書・宿題をするスペース、おやつや昼食をとるスペースは、放課後児童クラブの児童が専用使用する場所として確保し、児童の所持品を収納するためのロッカーとカーペットまたは畳等を備える。集団遊びをするスペースについては、児童館のように一般の児童との共用も可能とする。</p>
確保するスペース 【面積基準】	<p>児童一人につきおおむね 1.65 平方メートル以上でなければならない。（第9条）</p>	<p>公設（集団遊びをするスペースを含め、1人当たり 2.31 m²以上）、民設（1人当たり 1.98 m²以上）の確保を各々目指している現状を踏まえ、当面は、公設のように集団遊びをするスペースを併せて整備する場合は、1人当たり 2.31 m²以上を確保する。集団遊びをするスペースを整備しない場合は、1人当たり 1.98 m²以上を確保する。今後、他の地方公共団体の基準や類似の施設の面積基準を考慮して見直しを行っていく。</p>

設備・備品

	<p>支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。(第9条)</p> <p>軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設ける。(第6条)</p>	<p>ア. 生生活に必要な設備 手洗い場、簡易な調理スペース（流し台、簡易な調理設備）、食器・おやつ等保管スペース、便所等 イ. 消防設備等 消防法等に基づく防災設備や非常警報設備 ③ユニバーサルデザインへの配慮 すべての児童にとって利用しやすい施設となるよう、手すり、スロープの設置などに努める。なお、複合施設に設置する場合は、1階への設置が望ましい。 ④その他 足洗い場やシャワーの設備を設けることが望ましい。</p>	<p>①設備・備品 ア. 生活に必要な設備・備品 手洗い場、簡易な調理スペース（流し台、簡易な調理設備）、食器・おやつ等保管スペース、便所等 イ. 消防設備等（省令基準第6条に規定） 消防法等に基づく防災設備や非常警報設備 ②ユニバーサルデザインへの配慮 すべての児童にとって利用しやすい施設となるよう、手すり、スロープの設置などに努める。なお、複合施設に設置する場合は、1階への設置が望ましい。 ③その他 足洗い場やシャワーの設備を設けることが望ましい。</p>
--	--	---	--

児童への育成・支援内容	<p>事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。(第 11 条)</p> <p>職員は、利用者に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。(第 12 条)</p> <p>(参考) 児童福祉法第 33 条の 10</p> <p>一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。</p> <p>四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	<p>ア. 集団指導 異年齢の児童の集団として、児童相互の話し合いと集団的な遊び等を多く取り入れ、相互理解と信頼を高め、友情を育てるように指導する。</p> <p>また、文化（言語、生活習慣等）の違う児童同士が理解しあえるように援助する。</p> <p>イ. 個別指導 1人ひとりの児童について、児童の性格、家庭状況、文化（言語、生活習慣等）の違い、学校での状況を理解し、指導する。のために、家庭や学校との連絡を密にする。</p> <p>・指導内容 ア. 余暇指導 情緒や協調性、創造力などが助長されて、心身ともに発達するような遊びを計画する。放課後の解放感と活動性が發揮できるよう個別的、集団的に指導する。</p> <p>イ. 生活指導 児童が、健全な社会活動を営む上で的人格の形成を目的とし、挨拶をする、手洗いやうがいをする、自分の持ち物をきちんと整理するなど、基本的な生活習慣を習得できるようにする。また、食育の視点に立ち、おやつや昼食の指導を行う。</p> <p>さらに、生活全般にわたって起こり得る様々な問題に対応ができるよう配慮し、指導を行う。</p> <p>ウ. 家庭学習指導 児童の家庭学習の手助けをし、自主的に学習する習慣を身に付けられるように指導する。</p> <p>・指導計画の策定 事業の効果的実施のため、前年度末から年度当初に、年間計画を策定するとともに、月間計画、週間・日々の指導計画を策定する。</p> <p>なお、計画の策定にあたっては、児童が放課後児童クラブの行事等に主体的に参加できるように、その意見を取り入れるなどの配慮を行う。</p> <p>ア. 年間指導計画 前年度実績等を踏まえ、おおまかな年間スケジュール</p> <p>イ. 月間指導計画 月例行事、季節行事など</p> <p>ウ. 週間・日々の指導計画</p>	<p>(1) 育成・支援 ①集団と個別 ア. 集団 異年齢の児童の集団として、児童相互の話し合いと集団的な遊び等を多く取り入れ、相互理解と信頼を高め、友情を育てるように支援する。</p> <p>また、文化（言語、生活習慣等）の違う児童同士が理解しあえるように援助する。</p> <p>イ. 個別 1人ひとりの児童について、児童の性格、家庭状況、文化（言語、生活習慣等）の違い、学校での状況を理解し、支援する。のために、家庭や学校との連絡を密にする。</p> <p>②育成・支援内容 ア. 余暇活動 情緒や協調性、創造力などが助長されて、心身ともに発達するような遊びを計画する。放課後の解放感と活動性が發揮できるよう個別的、集団的に支援する。</p> <p>イ. 生活習慣 児童が、健全な社会活動を営む上で的人格の形成を目的とし、挨拶をする、手洗いやうがいをする、自分の持ち物をきちんと整理するなど、基本的な生活習慣を習得できるようにする。また、食育の視点に立ち、おやつや昼食をとおして育成を行う。</p> <p>さらに、生活全般にわたって起こり得る様々な問題に対応ができるよう配慮し、支援を行う。</p> <p>ウ. 家庭学習 児童の家庭学習の手助けをし、自主的に学習する習慣を身に付けられるように指導する。</p> <p>③育成・支援計画の策定 事業の効果的実施のため、前年度末から年度当初に、年間計画を策定するとともに、月間・週間・日々の計画を策定する。</p> <p>なお、計画の策定にあたっては、児童が放課後児童クラブの行事等に主体的に参加できるように、その意見を取り入れるなどの配慮を行う。</p> <p>ア. 年間計画 前年度実績等を踏まえ、おおまかな年間スケジュール</p> <p>イ. 月間計画 月例行事、季節行事など</p> <p>ウ. 週間・日々の計画</p>
保健管理	<p>ア. 児童の様子（顔色・体調など）の日常的観察</p> <p>イ. 既往歴、持病、掛かりつけ病院・医院の把握</p> <p>ウ. 清潔な生活習慣を身につけさせる。</p> <p>エ. 応急処置のための医薬品等の常備</p> <p>オ. 職員も、健康診断を受け、手洗い、うがいの励行など、健康管理に注意する。</p>	<p>(2) 保健管理、衛生管理</p> <p>ア. 児童の様子（顔色・体調など）の日常的観察</p> <p>イ. 既往歴、持病、掛かりつけ病院・医院の把握</p> <p>ウ. 清潔な生活習慣を身につけさせる。</p> <p>エ. 応急処置のための医薬品等の常備（省令基準第 13 条第 3 項に規定）</p>	

衛生管理	<p>構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。(第5条)</p> <p>利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。(第13条)</p> <p>事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(第13条)</p> <p>必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、管理を適正に行わなければならない。(第13条)</p>	<p>オ. 職員も、健康診断を受け、手洗い、うがいの励行など、健康管理に注意する。</p> <p>カ. アレルギー疾患児童の受入にあたっては、事前に保護者との間で十分に話し合い、児童の情報を的確に把握し、関係者全員で情報を共有するなど、発症時にその場に居合わせた職員の誰もが、適切な救急対応ができる体制を整えておく必要がある。</p> <p>緊急時の処方薬は本人が携帯・管理・使用することが基本である。職員での対応が必要な場合は、保護者や主治医等と十分に協議し、同意していただく必要がある。</p>
安全管理・危機管理 (来所帰宅時の安全確保含む)	<p>利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(第21条)</p> <p>利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。(第21条)</p> <p>非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。(第6条)</p> <p>避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。(第6条)</p> <p>事故・事件の発生を未然に防ぐため、危機管理マニュアルを策定し、日頃からこれに基づき安全管理（危機回避）、安全指導、危機対応に取り組む。</p> <p>① 安全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 施設・設備・遊具の安全点検 イ. 玩具・備品などの選択における注意 ウ. 屋外活動時の危険箇所（道路・河川・ため池・がけ等）の確認 エ. 気象状況への注意 <p>② 安全指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 児童の個性の把握と目配り・声掛け イ. 行事等として実施 <p>おわりの会などでの指導、避難訓練、防犯・交通安全教室（警察等との連携）、防犯マップの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ウ. 来所・帰宅時の安全確保 <p>学校・保護者との連絡を密にし、下校時刻の変更などの把握と、出欠確認を確實に行い、来所の安全確認を行う。</p> <p>帰宅時は集団での帰宅を指導するか、保護者の迎えを要請するなどの方法で安全を確保する。</p> <p>このほか、「放課後児童クラブ（児童館）への来所・帰宅における安全点検リスト」（平成17年12月・厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）等を活用して点検等に努める。</p> <p>③ 危機対応（通報・連絡、情報把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 保護者：緊急連絡先の把握 イ. 学 校：「近隣学校園通報システム」により、校区内の不審者情報等の提供を受けるとともに、情報提供にも努める。 ウ. 警 察：「ひょうご防犯ネット」も利用して情報把握に努める。 エ. 気 象：「ひょうご防災ネット」に登録するなど、警報発表状況の迅速な情報把握に努める。 	<p>事故・事件の発生を未然に防ぐとともに、自然災害への適切な対応につなげるため、危機管理マニュアルを策定し、日頃からこれに基づき安全管理（危機回避）、安全指導、危機対応に取り組む。</p> <p>(1) 安全管理、安全指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 施設・設備・遊具の安全点検 イ. 玩具・備品などの選択における注意 ウ. 屋外活動時の危険箇所（道路・河川・ため池・がけ等）の確認 エ. 児童の個性の把握と目配り・声掛け オ. 行事等として実施 <p>おわりの会などでの指導、避難訓練、防犯・交通安全教室（警察等との連携）、防犯マップの作成</p> <p>(2) 来所・帰宅時の安全確保</p> <p>学校・保護者との連絡を密にし、下校時刻の変更などの把握と、出欠確認を確實に行い、来所の安全確認を行う。</p> <p>帰宅時は集団での帰宅を指導するか、保護者の迎えを要請するなどの方法で安全を確保する。</p> <p>このほか、「放課後児童クラブ（児童館）への来所・帰宅における安全点検リスト」（平成17年12月・厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）等を活用して点検等に努める。</p> <p>(3) 危機対応（通報・連絡、情報把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 保護者：緊急連絡先の把握 イ. 学 校：「近隣学校園通報システム」により、校区内の不審者情報等の提供を受けるとともに、情報提供にも努める。 ウ. 警 察：「ひょうご防犯ネット」も利用して情報把握に努める。 エ. 気 象：「ひょうご防災ネット」に登録するなど、警報発表状況の迅速な情報把握に努める。

保護者との連携・保護者の参画	常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。(第 19 条)	連絡ノート、個人面談を通じて、児童の性格や家庭状況の把握に努めるとともに、おしらせ(ちらし)、定期的な広報の発行、保護者会、行事への参加などを活用しながら、放課後児童クラブの取組みを説明し、保護者との信頼関係を築く。また、保護者がどれだけ正しく児童を理解しているかということや、子育てに対する悩みや不安等の把握に努め、必要な場合は、保護者を啓発したり助言したりする。さらに、保護者が参加できる活動を企画し、共に児童の育成に関わることができるよう配慮する。	連絡ノート、個人面談を通じて、児童の性格や家庭状況の把握に努めるとともに、おしらせ(ちらし)、定期的な広報の発行、保護者会、行事への参加などを活用しながら、放課後児童クラブの取組みを説明し、保護者との信頼関係を築く。また、保護者がどれだけ正しく児童を理解しているかということや、子育てに対する悩みや不安等の把握に努め、必要な場合は、保護者を啓発したり助言したりする。さらに、保護者が参加できる活動を企画し、共に児童の育成に関わることができるよう配慮する。
学校等との連携	利用者の通学する小学校と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。(第 20 条)	学級担任や養護教諭等と定期的な連絡会等を通じて、児童の学校・放課後児童クラブでの生活態度や交友関係等についての情報交換を行う。また、学校行事への参加を通じて学校の指導方針等の理解に努める。さらに、近隣の保育所、幼稚園等と日頃から情報交換に努め、連携を図る。	学級担任や養護教諭等と定期的な連絡会等を通じて、児童の学校・放課後児童クラブでの生活態度や交友関係等についての情報交換を行う。また、学校行事への参加を通じて学校の指導方針等の理解に努める。さらに、近隣の保育所、幼稚園等と日頃から情報交換に努め、連携を図る。
地域団体との連携	地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。(第 5 条)	ふれあいのまちづくり協議会など地域の各種団体との連携を図る。校区の安全パトロールへの協力や、行事を通じた交流(児童の地域行事の参加、地域団体から放課後児童クラブの行事への参加等)を進める。	ふれあいのまちづくり協議会など地域の各種団体との連携を図る。校区の安全パトロールへの協力や、行事を通じた交流(児童の地域行事の参加、地域団体から放課後児童クラブの行事への参加等)を進める。
関係機関との連携(児童虐待への対応)	市町村、児童福祉施設等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。(第 20 条)	緊急的、または重大な問題が発生したときに協力や援助を求める専門機関の警察、病院、こども家庭センター(児童相談所)との連絡体制を構築する。また、指導上問題がある児童・家庭については、区子育て支援室、教育相談所、主任児童委員等にも協力を求める。さらに、児童や保護者の様子等から児童が虐待を受けたと思われる場合は、速やかに区子育て支援室、こども家庭センター(児童相談所)に連絡する。	緊急的、または重大な問題が発生したときに協力や援助を求める専門機関の警察、病院、神戸市こども家庭センター(児童相談所)との連絡体制を構築する。また、育成・支援上問題がある児童・家庭については、区こども家庭支援室、教育相談所、主任児童委員等にも協力を求める。さらに、児童や保護者の様子等から児童が虐待を受けたと思われる場合は、速やかに区こども家庭支援室、神戸市こども家庭センター(児童相談所)に連絡する。
放課後子供教室との連携(放課後こどもひろば)		平成 19 年度より、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室推進事業の両事業は、放課後子どもプランとして連携を図りながら推進することとなっている。本市においても、両事業の連携を図りながら推進していく方針であるが、放課後子ども教室推進事業については、現在一部の小学校でモデル的な実施が始まったところであり、この基準においては、両事業の具体的な連携については触れていない。今後、放課後子ども教室推進事業の進捗に合わせて具体的に検討していく。	平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された「日本再興戦略改訂 2014」を踏まえ「放課後子ども総合プラン」が策定された。そのなかで、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした学童保育及び放課後子供教室の計画的な実施が示されている。このような国の方針を踏まえ、本市においても両事業の積極的な連携を図る必要がある。
会計管理		適正な管理(徴収等)に加え、定期的または隨時に会計報告、決算報告を行うとともに、監査等により確認を受ける。 ① 決算報告 ア. 保護者負担金 保護者(会) イ. 神戸市委託料・補助金 神戸市 ウ. 運営経費全般 法人理事会、団体運営委員会、学童保育運営委員会、児童館運営委員会 ② 監査 法人・団体内で会計監事が行うほか、行政監査を受ける。	適正な管理(徴収等)に加え、定期的または隨時に会計報告、決算報告を行うとともに、監査等により確認を受ける。 ①決算報告 ア. 保護者負担金:保護者(会) イ. 神戸市委託料・補助金:神戸市 ウ. 運営経費全般:法人理事会、団体運営委員会、学童保育運営委員会、児童館運営委員会 ②監査 法人・団体内で会計監事が行うほか、行政監査を受ける。
個人情報の管理	職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。(第 16 条) 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。(第 16 条)	ア. 「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号) や「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」(平成 16 年 11 月、厚生労働省)、「神戸市個人情報保護条例」に基づき、個人情報を適正に取り扱う。 イ. 正当な理由なく、事業により知りえた個人情報の外部への漏えい、又は不当な目的での使用の禁止を義務付け、さらに、滅失又は改ざん防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じる。	個人情報の管理(省令基準第 16 条に規定) 「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号) や「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」(平成 16 年 11 月 30 日厚生労働省通達)、「神戸市個人情報保護条例」に基づき、個人情報を適正に取り扱う。

情報の公開	<p>事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。(第5条)</p> <p>事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。(第5条)</p> <p>事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。(第15条)</p>	<p>運営に関する情報の公開や発信に努め、運営委員会・広報等を通じて、保護者、地域に開かれた運営を行う。</p>	<p>運営に関する情報の公開や発信に努め、運営委員会・広報等を通じて、保護者、地域に開かれた運営を行う。</p>
規定類の整備	<p>事業者は、事業所ごとに、運営規程を定めておかなければならない。(第14条)</p> <p>①事業の目的及び運営の方針</p> <p>②職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③開所している日及び時間</p> <p>④支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額</p> <p>⑤放課後児童健全育成事業所の面積</p> <p>⑥通常の事業の実施地域</p> <p>⑦事業の利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p>設置主体または運営主体は、各種法令を遵守した規程を整備し、運営主体はこれに基づいて適切な運営を行う。</p> <p>ア. 管理運営規程</p> <p>イ. 労務規程（就業規則、給与規程等）</p> <p>ウ. 経理規程</p> <p>エ. 倫理規程</p> <p>オ. 危機管理マニュアル</p> <p style="text-align: right;">(例) 体罰の禁止、人権の尊重等</p> <p style="text-align: right;">(例) 安全管理（危機回避）、安全指導、危機対応等</p>	<p>設置主体または運営主体は、各種法令を遵守した規程を整備し、運営主体はこれに基づいて適切な運営を行う。</p> <p>ア. 条例（基準省令第14条）に規定している運営規程</p> <p>(ア) 保護者が支払うべき額</p> <p>利用料とは別に、児童が直接利益を得る経費（おやつ代、遠足時の交通費、昼食代など）の負担を保護者に求める場合は事前に保護者への説明を行う必要がある。</p> <p>イ. 労務規程（就業規則、給与規程等）</p> <p>ウ. 経理規程</p> <p>エ. 倫理規程：(例) 体罰の禁止、人権の尊重等</p> <p>オ. 危機管理マニュアル：(例) 安全管理（危機回避）、安全指導、危機対応等</p>
利用料		<p>放課後児童クラブの利用料について、公設で利用料を導入するに当たっては、サービスの向上等について、十分に検討する。</p> <p>なお、保護者が利用料の全部または一部を負担できない場合は、減額や免除の制度を設けるように努める。</p> <p>おやつ代等</p> <p>児童が直接利益を得る経費（おやつ代、遠足時の交通費、昼食代など）について、利用料とは別に負担を求めることができる。</p>	
要望・苦情への対応	<p>事業者は、利用者・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。(第17条)</p> <p>事業者は、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。(第17条)</p> <p>事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。(第17条)</p>	<p>要望や苦情を受け付ける窓口を子どもや保護者に周知するとともに、要望や苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図る。</p> <p>苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみの構築に努める。</p>	<p>要望・苦情への対応（省令基準第17条に規定）</p> <p>要望や苦情を受け付ける窓口を子どもや保護者に周知するとともに、要望や苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図る。</p> <p>苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみの構築に努める。</p>

障害のある児童の受け入れ	<p>(1) 受け入れ ①決 定 障害のある児童と保護者の立場に立ち、施設の改善、指導員の配置等に努め、受け入れに最大限の努力をする。また、受け入れの決定は、保護者とよく話し合い、関係者と十分に連携をとった上で行う。</p> <p>②受け入れの進め方 放課後児童クラブでの必要な対応、来所・帰宅の方法等について、保護者と十分に話し合い、放課後児童クラブと保護者の相互の役割を明確にしておく。</p> <p>(2) 指導員配置基準 障害の内容等に応じた指導員の配置に努める。指導員は専門知識や経験を有する者を配置することが望ましい。</p> <p>(3) 児童の交流 様々な児童と一緒に過ごし、交流することで、お互いが育ちあい、理解しあい、仲間関係が構築できるように努める。</p> <p>(4) 研 修 障害のある児童に対する指導・対応を充実させるために、指導員が受講する研修等の内容（専門的、実践的）や実施方法を工夫する。</p> <p>(5) 学校、関係機関との連携 個人情報の保護に十分留意し、これまでに当該児童と関わってきた保育所、幼稚園などや、就学中または就学予定の学校、こども家庭センター、病院等と十分に情報交換を行いながら、個別に丁寧な対応に努める。</p>	<p>(1) 受け入れ ①決定 障害のある児童と保護者の立場に立ち、施設の改善、支援員等の配置等に努め、受け入れに最大限の努力をする。また、受け入れの決定は、保護者とよく話し合い、関係者と十分に連携をとった上で行う。</p> <p>②受け入れの進め方 放課後児童クラブでの必要な対応、来所・帰宅の方法等について、保護者と十分に話し合い、放課後児童クラブと保護者の相互の役割を明確にしておく。</p> <p>(2) 支援員等の配置 障害の内容等に応じた支援員等の配置に努める。支援員等は専門知識や経験を有する者を配置することが望ましい。</p> <p>(3) 児童の交流 様々な児童と一緒に過ごし、交流することで、お互いが育ちあい、理解しあい、仲間関係が構築できるように努める。</p> <p>(4) 研修 障害のある児童に対する支援を充実させるために、支援員等が受講する研修等の内容（専門的、実践的）や実施方法を工夫する。</p> <p>(5) 学校・関係機関との連携 個人情報の保護に十分留意し、これまでに当該児童と関わってきた保育所、幼稚園などや、就学中または就学予定の学校、神戸市こども家庭センター、病院等と十分に情報交換を行いながら、個別に丁寧な対応に努める。</p>
--------------	---	---